

副本

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外235名

被告 日本原子力発電株式会社

平成31年4月25日付原告ら準備書面（71）の  
求釈明事項について

水戸地方裁判所民事第2部 御中

令和元年 6月 4日

被告訴訟代理人

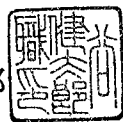
弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘



弁護士 井上 響太



## 略 語 表

本件発電所

日本原子力発電株式会社東海第二発電所

本準備書面にて、原告ら準備書面（71）の求釈明事項について、以下のとおり回答する。

被告は、本件発電所における基準地震動を策定するに当たり、最新の科学的・技術的知見に加えて被告の行った詳細な各種調査により得られたデータ等を踏まえ、地震動評価を行ったが、それでもなお、基準地震動を上回る強さの地震動が発生することを完全に否定し尽くすことはできないことは認識している。

被告としては、基準地震動を上回る強さの地震動が発生する可能性を認識した上で、基準地震動の年超過確率を参照し、いわゆる「残余のリスク」（基準地震動を上回る強さの地震動が発生することで耐震重要施設の安全機能が損なわれるリスク）を低減していく努力を継続することが重要であると考えている（丙Bア第25号証291～292頁参照）。

以上